## 租税特別措置法の改正について

(ビールに係る酒税の税率の特例)

「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)」が、平成28年4月1日に施行され、「ビールに係る酒税の税率の特例(租税特別措置法第87条の6)」の適用期限が2年間延長されました。

これにより、平成28年4月1日以降移出するビールに係る酒税の軽減割合及び適用期間は、「初めてビールの製造免許を受けた日」により以下の表のとおりとなります。

初めてビールの 製造免許を受けた日	適用期限	前年度の課税移出数量	軽減割合
平成 22 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 3 月 31 日	1,000kl以下	15%
		1,000kℓ超1,300kℓ以下	7.5%
平成 22 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで	① 免許取得の日から 5年間	1,300kl以下	15%
	② ①の期間経過後から 平成30年3月31日	1,000kℓ以下	15%
		1,000kℓ超 1,300kℓ以下	7.5%
平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで	免許取得の日から 5年間	1,000kℓ以下	15%
		1,000kℓ超1,300kℓ以下	7.5%

(注)軽減割合は、平成28年度、平成29年度とも同じ割合となります。

## 【参考】

特例の対象となる製造者の範囲及び特例の適用限度数量は、従前のとおりです。

特例の対象となる製造者

前年度(4月から3月)のビールの課税移出数量が1,300kl以下である者特例の適用限度数量

各年度(4月から3月)に移出するビールにつき 200klまで

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。